

高知県福祉事業財団
令和4年度 事業計画書

I 基本方針

新型コロナウイルスの感染確認から2年が経過したが、ウイルスは次々と変異を続け、感染終息の兆しが見えない状況が続いている。現在流行中のオミクロン株には、いつどこで誰が感染してもおかしくない状況にある。施設においては、基本的な感染対策である手洗い消毒、三密を避ける行動を徹底するしか防止策がないのが実情であり、ワクチン接種や効果的な新薬の普及等による一刻も早い沈静化を願うばかりである。

子どもや子育て家庭を取り巻く環境としては、児童相談所における令和2年度の児童虐待対応件数は20万5千件余りと過去最高を更新し、増加傾向に歯止めがかかっていない。痛ましい虐待の死亡事例も毎年のように起きている。未就園児も一定数存在し、就園前の子どもの親は「子どもを預かってくれる人がいない」「子育ての悩みや不安を話せる人がいない」など孤立しがちな傾向にある状況が続いている。

また、令和3年5月に、国が初めて全国調査を行った児童養護施設等を退所した児童（ケアリーバー）の実態調査の結果が公表された。居場所や連絡先がわからないなどの理由で調査票を案内できた児童が約36%で、その内の4割から回答が得られたものであるが、施設との関係が絶たれていない児童でも、公的なサポートを受けていない子どもが約20%を数えており、退所後に孤立する児童が多いことが実証された。

こうした課題を踏まえ、令和4年2月、「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書」が発表され、困難な状況下での子育てを行う子育て世帯、妊産婦、不安や悩みを抱える子どもに対して①「支援を確実に提供する体制の構築」を図る、②「安心して子育てができるための支援の充実」を図る、③子どもの権利養護や子どもの視点を尊重した支援等のための「子どもを中心として考える社会的養育の質の向上」を図る、④「①～③を実現するための基盤整備」を行う、という4つの方向性に沿って具体的な制度見直しを図っていくことが示された。

当法人においては、このような国の動向等を把握し的確に対応できるよう、国の制度を有効に活用し、専門的な知識や技術を身につけた職員の育成に努めるとともに、ポストコロナも視野に入れながら新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組んでいく。

児童養護施設においては、各施設の「社会的養育推進計画」に基づき、より家庭に近い養育環境の提供や里親委託の検討、在園児はもとより措置解除後の自立支援、地域と連携し専門性を活かした家庭支援などが可能となるよう、高機能化・多機能化に取り組んでいく。

母子生活支援施設では、DV被害や虐待、精神的疾患や発達障害児をもった母子世帯の入所が多く、関係機関や地域と連携を密にしながら、社会復帰に向けたきめ細やかな支援を継続して行っていく。

保育所では、一人ひとりを大切にした質の高い保育や家庭への支援の実現を目指すとともに、行政の方針にも柔軟に対応できる地域に根差した保育園となるよう取り組みを進める。また、三里保育園では、ICT化整備を行い事務の効率化と情報環境の充実を図る。

これからも、「子どもの最善の利益」を念頭に、児童福祉の基本理念に沿った運営に努め、各施設の重点目標に役職員一丸となって取り組んでいく。

Ⅱ 各施設

1 児童養護施設 子供の家

【 重点目標 】

- (1) 児童の権利擁護
- (2) 児童の養育・支援
- (3) 家庭支援と自立支援の強化
- (4) 事故防止と危機管理
- (5) 家庭的養育の推進
- (6) 関係機関連携と地域支援
- (7) 職員の資質と施設運営の向上

(1) 児童の権利擁護

ア 社会的養護が「こどもの最善の利益」を目指すことを理解し、施設の機能強化と日々の養育力・支援力の向上を図る。

(2) 児童の養育・支援

ア 心理的ケアが必要な児童が過半数に達しており、アセスメントに基づいた自立支援計画を策定し、個に応じた養育の手立てや環境を整える等施設全体で心理的ケアに取り組む。

イ ボランティアや学習塾を活用し、児童にあった学習支援を行う。

ウ 各関係機関や家庭と連携し、退園時の支援の充実を図る。

(3) 家庭支援と自立支援の強化

ア 家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所と連携し親子関係再構築支援を行う。

イ 自立支援職員を配置し、退所後の自立を見据えた総合的な支援に取り組む。

ウ 高知県自立支援事業を利用し、措置解除後の者に対して必要な支援を継続して行う。

(4) 事故防止と危機管理

ア 防災対策マニュアル等に基づく消火、避難、防災訓練を定期的実施する。

イ BCPに基づき非常時（発災時）の対応の周知徹底及び職員研修を行う。

ウ 新型コロナウイルスをはじめとする各感染症の感染防止に努める。

エ 業務引継ぎで情報を共有し、事故防止に努める。

(5) 家庭的養育の推進

ア 「社会的養育ビジョン」に基づく、高知県計画及び子供の家の計画のもと、施設の多機能化・高機能化への取り組みを推進する。

イ 可能な限り家庭的な養育環境の形態とするため。施設の小規模化・地域分散化を目指す。

(6) 関係機関連携と地域支援

ア 地域の関係組織との連携のもと、地域活動に参加し情報の収集と福祉ニーズの把握

握に努める。

- イ 学校や児童相談所や関係自治体と連携の機会を設け、地域貢献策の具体的な検討を行う。
- ウ ショートステイの積極的な受託により地域の子育てを支援する。

(7) 職員の資質と施設運営の向上

- ア 児童及び保護者へより専門性の高い支援ができるように、体系的・計画的な研修を行い職員の資質向上を図る。
- イ 第三者評価及び自己評価の結果を受けて、施設としての課題を明確にするとともに改善に取り組む。

★入所児童数

施設名	定員	R 4 年 4 月 1 日現在児童数(自立支援事業による 2 名含む)					
		幼児	小	中	高	他	合計
子供の家	70(52)	4	13	11	10	3(措置延長) 2(自立支援)	43

※ () は暫定定員

施設名	各年度平均児童数				
	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H30 年度	H29 年度
子供の家	4 5	4 5	4 6	4 3	4 6

★職 員 数

	園長	児童 指導員	保育士	書記	栄養士	調理 員等	心理士	看護師	嘱託医	計
R3. 4. 1 現在	1	11	17(1)	1	1	3(1)	1	1	(1)	36(3)
R4. 4. 1 現在	1	12	16(1)	1	1	3(1)	1	1	(1)	36(3)

※ () は非常勤及びパート職員

2 児童養護施設 愛童園

【 重点目標 】

- (1) 児童の権利擁護
- (2) 児童の養育・支援
- (3) 家族支援と自立支援の強化
- (4) 事故防止と安全対策
- (5) 関係機関連携と地域支援
- (6) 社会的養育の推進
- (7) 職員の資質と施設運営の向上

(1) 児童の権利擁護

- ア 平成 28 年 5 月に成立した改正児童福祉法では、児童を権利の主体として明確に位置づけており、児童の権利擁護に向けた取り組みを推進し、「子どもの最善の利益」の実現に向け、日々の養育・支援で実践する。
- イ 児童らの個別の意見、要望を傾聴するなど、児童の意見表明・参加の確保に取り組む。

(2) 児童の養育・支援

- ア ユニット単位での養育へと移行するなかで出てきた課題を整理し、より家庭に近い安心安全な養育環境の実現に取り組む。
- イ 被虐待経験や障害など様々な課題を抱えた児童の入所が年々増加しており、直接処遇職員会でのケース検討や情報共有により、児童の養育・支援に施設全体で取り組む。
- ウ 児童の能力に応じた日々の学習を支援し学業の継続を促すとともに、児童の意思を尊重した上で、学校や関係機関と連携した進学先の選定や志望校への合格を目指す。

(3) 家族支援と自立支援の強化

- ア 家庭支援専門相談員を窓口として、児童と家庭の関係再構築のために、面会、外出、一時帰宅などを児童相談所とも協議しながら積極的に支援する。
- イ 自立支援職員を配置し、自立に向けた情報を提供し希望の実現を目指すとともに、退園後の児童の支援にも取り組む。

(4) 事故防止と安全対策

- ア マニュアルに基づき事故・感染症の予防に努め発生時など緊急時の対応に備える。特に新型コロナウイルス感染防止のため、手洗い、消毒、3密を避ける行動など基本的な感染予防対策に徹底して取り組む。
- イ 防災対策マニュアル、消防計画等に基づく避難、防災訓練を定期的実施する。
- ウ 日頃より防犯、交通安全の意識を徹底し事故防止に努める。

(5) 社会的養育の推進

- ア 令和 2 年 9 月に策定した愛童園社会的養育推進計画に基づき、愛童園の高機能化・多機能化の取り組みを推進する。
- イ 里親委託を推進するとともに、里親家庭のレスパイトケア、交流や相談業務、実

習受入れなどの支援の充実を図る。

(6) 関係機関連携と地域支援

- ア 要保護児童対策地域協議会等への参加による地域情報の収集や共有に努める。
- イ 学校教員・SC・SSWや児童相談所等の関係機関と連携の機会を設け、具体的な取り組みや事例検討を行う。

(7) 職員の資質と施設運営の向上

- ア 階層別研修計画の実践を継続し、職員のキャリアアップを推進する。
- イ 園内研修に専門家を講師として招聘するなど充実を図り、専門的な知識習得に取り組む。

★入所児童数

施設名	定員	R 4 年 4 月 1 日 現在児童数					
		幼児	小	中	高	他	合計
愛童園	25 (-)	3	14	2	5	0	24

※ () は暫定定員

施設名	各年度平均児童数				
	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H30 年度	H29 年度
愛童園	23	22	21	23	24

★職 員 数

	園長	児童 指導員	保育士	書記	栄養士	調理 員等	心理士	嘱託医	計
R 4 . 4 . 1 現在	1	8	12	1	1	3 (1)	1	(1)	27 (2)
R3. 4. 1 現在	1	6	10	1	1	3 (1)	1	(1)	23 (2)

※ () は非常勤及びパート職員

3 母子生活支援施設 ちぐさ

3-1 母子生活支援施設 ちぐさ

【 重点目標 】

- (1) 母と子の権利と尊厳の擁護を徹底する
- (2) 利用者の意向を意識した目標の設定と切れ目のない支援を展開する
- (3) ハローワーク等就労支援機関との連携による経済的自立への支援を充実する
- (4) 子どもの育ちを保障するための養育・保育に関する支援を充実する
- (5) 母親に対しての基本的生活習慣の支援を充実する
- (6) DV被害者の支援のために広域利用や一時保護委託の積極的な受け入れを行う
- (7) 地域ニーズに対応するためにショートステイ・トワイライトステイの積極的な受け入れを行う
- (8) 特定妊婦の積極的な受け入れを行う
- (9) 防災・減災対策の実施及びコロナ禍の中での危機管理を徹底する
- (10) 職員の資質と施設運営の向上に努める

- (1) 母と子の権利と尊厳の擁護を徹底する
 - ア 安心・安全な居場所の提供に努める。
 - イ 個性を尊重し、自立に向けて歩をとともにしていく。
- (2) 利用者の意向を意識した目標の設定と切れ目のない支援を展開する
 - ア 毎年度末に自立支援計画申告書の提出を求め、ヒアリングにて次年度の支援計画書を作成、その後適宜評価を行いながら支援の充実を目指す。
 - イ 新たに主任制度を導入し、チーム制による支援体制の強化を図る。
 - ウ 多角的な視点等による支援方法の充実を図るため、専門家からの助言を取り入れる仕組みを構築するほか関係機関とのケース検討会議も積極的に実施していく。
- (3) ハローワーク等就労支援機関との連携による経済的自立への支援を充実する
 - ア ジョブセンターほんまちやひとり親家庭就業等支援センター等に同行訪問するとともに、福祉事務所との情報共有を密にし求職者の早期就労を目指す。
- (4) 子どもの育ちを保障するための養育・保育に関する支援を充実する
 - ア 通常の預かり保育はもちろんのこと、病児、病後保育の充実を図る。
 - イ 母親の体調や意向にあった登降園の送迎を行う。
 - ウ 児童の学習支援の推進強化を目指す。
- (5) 母親に対しての基本的生活習慣の支援を充実する
 - ア 必要性のある母親に対して、家事（調理、掃除等）や子どもの入浴等の介助を行う。
 - イ 必要に応じて、通院・買い物時に同行等の援助を行う。
- (6) DV被害者の支援のために広域利用や一時保護委託の積極的な受け入れを行う
 - ア 県外、市外の要支援者の受け入れを推進していく。
 - イ 女性相談支援センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所等との連携を強化

- する。
- ウ 公認心理師による心理療法の充実や、個別対応職員により生活場面での対応の充実を図る。
- (7) 地域ニーズに対応するためにショートステイ・トワイライトステイの積極的な受け入れを行う。
- ア 福祉事務所等と連携して制度の周知を図る。
- (8) 特定妊婦の積極的な受け入れを行う
- ア 行政機関との連携を密にし、特に支援の必要な妊婦を受け入れる。
- (9) 防災・減災対策の実施及びコロナ禍の中での危機管理を徹底する
- ア 火災や大規模災害等を想定し、避難、防災訓練等を定期的実施していく。また備蓄品のさらなる充実を図る。
- イ 地域の自主防災会や避難訓練等に参加し、災害時における地域との連携の準備を図っていく。
- ウ 入所者に新型コロナウイルス感染者等が発生した場合には感染拡大防止に向けて迅速な対応を行うとともに、入所者に対しては日頃から感染拡大防止の啓発や新しい生活様式の徹底を促していく。
- (10) 職員の資質と施設運営の向上に努める
- ア 各種研修に積極的に参加し職員の資質向上を図る。
- イ 第三者評価や指導監査の指摘等も踏まえながら運営の改善を図る。

★入所世帯数／入所人員数

施設名	定員	R 4 年 4 月 1 日現在入所者数 (22 世帯)					
		幼児	小	中	高	母親	合計
ちぐさ	27(24) 世帯	10	10	7	4	22	53

※ () は暫定定員

施設名	各年度平均入所者数				
	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H30 年度	H29 年度
ちぐさ	23 世帯/55 人	22 世帯/53 人	20 世帯/50 人	15 世帯/38 人	19 世帯/46 人

★職 員 数

	施設長	母子 支援員	少年 指導員	保育士	調理 員等	心理士	個別対 応職員	嘱託医	計
R4. 4. 1 現在	1	4	3	1	0	1	1	(1)	11(1)
R3. 4. 1 現在	1	4	3	1	0	1	1	(1)	11(1)

※ () は非常勤職員

3-2 子育て支援センター あい

◎令和3年度もコロナ禍での運営となり、高知市の指導の下、二度の交流スペースの休止などがあった。密にならないよう来所者の人数等に配慮しながら、徹底した感染拡大防止の対策を実施した。

令和4年度も感染対策を徹底し、オンライン等の活用もすすめながら、下記の重点目標の達成に努める。

地域で保護者が安心して子育てができるように、子どもたちが生き生きと健やかに成長していく手助けや保護者が少しでも子育てを楽しめるように支援をしていく。

【 重点目標 】

- (1) 楽しく遊べる環境設定や親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談・援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 月1回以上の子育て、及び子育ての支援の講習等の実施
- (5) 地域子育て支援活動の実施

(1) 楽しく遊べる環境設定や親子の交流の場の提供と交流の促進

- ア 部屋やテラスにて親子で遊んだり、友だちと関わりながら遊具で自由に遊べるように環境を設定し、安全面・衛生面に配慮する。
- イ 絵本の読み聞かせや、リズム遊び、ふれあい遊び、手遊びなど、密にならないように細心の注意を払い、一緒に遊ぶ心地よさを親子で体験してもらう。
- ウ 職員は親子の気持ちに寄り添い、孤立しないよう仲立ちをする。
- エ 安心して遊べるように、遊具の安全管理や衛生管理を行うほか、湿度や換気にも気を配り感染症の予防に努める。
- オ オンライン広場等を活用し、来所せずに親子で交流できる場を提供していく。

(2) 子育て等に関する相談・援助の実施

- ア 2名の保育士が来所時に個々の思いや相談に対応し電話やオンラインでの相談にも応じる。
- イ 利用者が互いに助け合い、気軽に相談や情報交換をしあえる仲間づくりができるよう支援していく。
- ウ 昨年度に引き続き、妊産婦が利用しやすいように啓発を積極的に行っていく。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

- ア 月一回の子育て通信「あい」の発行のほかホームページやメールの活用等で、地域へ情報を発信していく。
- イ 地域からの子育て情報があるときは、利用者に提供できるよう掲示及び配布を行う。
- ウ プレマnet・LICOねっと・ココハレ(高知新聞子育てサイト)・ほっとこうち(web版)などを利用者に周知していく。

(4) 月1回以上の子育て、及び子育ての支援の講習等の実施

- ア 毎月育児講座(手作り・お花遊び・よちよちランド・研修会)・育児相談・誕生会・身体測定等を計画実施し、行事的なものも工夫して開催する。
- イ オンラインでの参加等も検討していく。

(5) 地域子育て支援活動の実施

- ア 他の子育てサークルとの交流や情報の共有や出張支援を行う。
- イ 重点的な支援が必要な場合は関係機関と連携・協力し家庭訪問を行う。
- ウ 近隣の幼稚園や保育園と情報の交換や情報提供をして交流する。
- エ 他の支援センターとオンラインを使い情報の交換や情報共有を行っていく。

職 員 数

保育士 2 名（指導主任 1 名、指導員 1 名）

4 保育所 丸の内保育園

【 保育目標 】

- (1) 共に育ち学びあう保育
- (2) 健康な子ども、明るい子ども、思いやりのある子ども

【 重点目標 】 子どもの豊かな育ちと保護者の子育てを支える保育に努める

- (1) 子どもの養護・教育
- (2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化
- (3) 安全活動と防災活動
- (4) 職員の資質向上
- (5) 施設運営の向上

(1) 子どもの養護・教育

- ア 一人ひとりを大切にされた保育を行い、主体性を育てていく。質の高い養護、教育により子どもの育ちを保障する。
- イ 遊びや多様な生活体験の積み重ねにより、豊かな感性・思考力を養い、生きる力の基礎をつくる。
- ウ 乳児から幼児まで発達連続性に配慮し、その後の教育の基礎を培う。
- エ 保幼小の接続、連携を強化する。

(2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化

- ア 乳児保育、特別支援保育、ひとり親世帯の子育て等保護者の多様なニーズに沿った保育サービスの向上と情報の提供をする。
- イ 世代間交流事業、異年齢交流事業、園庭開放等保育所地域活動事業を実施する。
- ウ 職員間の連携を図り子育てに関する相談、家庭環境に対する積極的な支援をする。
- エ 保護者の就労支援の為、早出、居残り、延長保育、土曜午後保育を実施する。

(3) 安全活動と防災活動

- ア 津波避難計画に基づいた避難訓練や防災活動に積極的に参加する。
- イ 防災対策、マニュアル等に基づく実践、不審者対応等、様々な状況や想定をふまえた訓練を実施する。
- ウ 新型コロナウイルス感染拡大防止に備え、施設内に入る際はマスクの着用、手指消毒をしてもらい、行事实施の検討や行う際の参加人数の制限、環境設定に留意する。
- エ 救急救命講習を取り入れ、緊急時の対応に備える。

(4) 職員の資質向上

- ア 職員の体系的・計画的な研修や職員の自己研鑽等を通じキャリアパスにつながる専門性の習得、向上を図る。
- イ 子ども子育て支援制度に関する研究を深め、質の高い保育実践に努める。
- ウ 多様な保育、教育、子育て支援に必要な専門知識、実践の習得に向けた研修を積極的に取り入れる。

- エ 不適切な保育等を未然に防止するため、セルフチェックリストを用いて自身の対応の振り返りを行い、子どもを尊重する保育を実施し、保育者としての質の向上に努める。

(5) 施設運営の向上

- ア 広くなった保育室で、一人ひとりがしたい遊びをじっくりできる環境をつくり、子どもの主体性を大切にされた保育を進めていく。また、日頃の保育や行事を通して異年齢児交流の機会を持ち、さまざまな年齢の子どもたち同士のふれあいも大切にしていく。園庭、屋上広場、近隣の公園など、のびのびからだを動かせるよう戸外遊びを充実させていく。
- イ 子育てに関する相談支援体制の構築により、地域の子育て支援体制を充実させ、地域の児童民生委員との連携も図り、保護者支援を強化すべく取り組みの展開を図る。
- ウ 保護者に写真掲載の許可をとったうえで、保育の様子を伝えるために、降園時玄関に写真を掲示したり、月末のクラスだよりでより様子を分かりやすく知らせたり、ホームページ内のブログを活用し、子どもたちの保育の様子を携帯電話からもみられるようにするなど、時代に沿った伝え方を取り入れていく。
- エ ライン公式アカウントを設定し、保護者と緊急時に連絡がとれるようにしていく。

★入所児童数

施設名	定員	R4年4月1日現在児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
丸の内保育園	110名	6	17	17	22	23	17	102

施設名	各年度平均児童数				
	R3年度	R2年度	H31年度	H30分年度	H29年度
丸の内保育園	98	97	105	105	120

★職員数

	園長	保育士	保健師	調理員	用務員	パート	嘱託医	計
R4.4.1 現在	1	16	1	2	1	(5)	(2)	21(7)
R3.4.1 現在	1	17	1	2	1	(6)	(2)	22(8)

※ () は非常勤及びパート職員

- ◇ 家庭支援推進加配保育士・・・1名
- ◇ 特別支援担当保育士・・・2名 (A配置、C配置)
- ◇ 特別支援加配保育士・・・1名 (D配置)
- ◇ 嘱託医内訳 (歯科医1名・内科医1名)

5 保育所 三里保育園

【 保育目標 】

- (1) 健康な子ども
- (2) 考える子ども
- (3) 遊ぶ子ども

【 重点目標 】 子どもの豊かな育ちと保護者の子育てを支える保育に努める。

- (1) 子どもの養護・教育
- (2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化
- (3) 安全活動と防災活動
- (4) 職員の資質向上
- (5) 施設運営の向上
- (6) ICT業務効率化事業導入

(1) 子どもの養護・教育

- ア 乳児保育、特別支援保育等、保護者の多様なニーズに沿った保育をする。
- イ 一人ひとりを大切にしたい保育を行い、質の高い養護、教育により子どもの育ちを保障する。
- ウ 園児の体力づくりの為に体操指導を行う。英語講師による異文化への関心を持たせる。
- エ 保幼小の接続、連携を強化する。
- オ 虫歯予防の為にフッ素洗口と歯ブラシ指導をする。
- カ 感染症予防の為に手洗いうがいを徹底させ次亜塩素酸ナトリウムで消毒をする。

(2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化

- ア サービスの向上と情報の提供をする。
- イ 世代間交流事業、異年齢交流事業、園庭開放等保育所地域活動事業を実施する。
- ウ 職員間の連携を図り、子育てに関する相談、家庭環境に対する積極的な支援をする。
- エ 保護者の就労支援の為に早出・居残り、土曜午後保育、延長保育を実施する。

(3) 安全対策と防災活動

- ア 地域の小・中学校との合同訓練や自園の津波避難訓練計画に基づいた避難訓練、また、防災活動を実施する。
- イ 防災対策、マニュアル等に基づく実践、不審者対策等様々な想定をふまえた訓練を実施する。

(4) 職員の資質向上

- ア 保育士の資質水準向上の為に、専門知識の習得に向けた研修に参加、また、援助技術の向上に努める。
- イ 子ども子育て支援新制度に関する研究を深め、質の高い保育実践に努める。

(5) 施設運営の向上

ア 1人ひとりの子育て支援を充実させる為、時には専門機関と密に連絡をとり職員の知識向上に努める。

(6) ICT業務効率化事業導入

- ア タブレットと視認との二重チェックにより、園児の登園状況を確実に把握する。
- イ 欠席、遅刻、早退等の連絡を電話でなくアプリで行い、効率的な保育運営に努める。
- ウ 災害時や不審者情報の緊急連絡等にも活用する。

★入所児童数

施設名	定員	令和4年4月1日現在児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
三里保育園	80名	2	9	13	10	14	15	63

施設名	各年度平均児童数				
	令和3年度	令和2年度	R元年度	H30年度	H29年度
三里保育園	69	77	84	84	86

★職員数

	園長	保育士	看護師	調理員	用務員	パート	嘱託医	計
R4.4.1 現在	1	9	1	2	0	(5)	(2)	13(7)
R3.4.1 現在	1	9	1	2	0	(5)	(2)	13(7)

※ () は非常勤及びパート職員

◇ 嘱託医内訳 (歯科医1名・内科医1名)